

《動物の正しい飼い方推進月間》

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。次のことに注意して動物を正しく飼いましょう。

◆ 動物を飼う前にきちんと確認

- 1 えさは、きちんとあげられますか
- 2 飼っているまわりをきれいに掃除ができますか
- 3 病気になったとき、かん病ができますか
- 4 お家の人全員で飼うことに賛成しましたか
- 5 一生、きちんと面倒をみられますか

◆ 犬・猫を飼うときのきまり

- 1 犬は生まれて91日以上になると市役所又は町村役場に登録し、狂犬病予防注射を受けなければなりません。
- 2 動物には、飼い主がわかるようにマイクロチップや名札などをつけるようにしましょう。
犬の首輪には、狂犬病予防注射済票をつけなければなりません。
- 3 道路や公園などで犬を放してはいけません。
- 4 猫は、健康と安全のためにもお家の中で飼うようにしましょう。
- 5 犬や猫はトイレなどのしつけをきちんとおこないましょう。

◆ 不幸な命をふやさないために

- 1 犬や猫などはほうっておくとどんどん子どもを生んでしまいます。子どもがふえすぎて困らないように、獣医さんに相談して生まないための手術をしてもらいましょう。
- 2 動物を捨てると、法律で罰せられます。

◆ 人と動物の健康のために

- 1 動物の種類や大きさによって、ちょうどよいエサと水をあげましょう。
- 2 病気になったときは、そのままにせず、獣医さんにみてもらうなどして、きちんとかん病してあげましょう。
- 3 犬などの動物はオリに入れたままや、つなぎっぱなしでは運動不足になってしまいます。大人の人と一緒に散歩につれていってあげましょう。
- 4 動物のお家とそのまわりはいつもきれいにしておきましょう。
- 5 動物をさわった後は、きちんと手をあらいましょう。

◆ 問い合わせ先

・ 保健所（健康福祉センター）	TEL	・・・・・・・・・・
千葉県動物愛護センター	TEL	0476-93-5711
同 東葛飾支所	TEL	04-7191-0050
公益財団法人千葉県動物保護管理協会	TEL	043-214-7814